



GAP 普及ニュース

- 新年のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・田上隆一・・・・・・ 1
- 《巻頭言》 「食品と農業とのほざまでの係わり」・・・・・・・・日佐和夫・・・・ 3
- 連載【第 7 回】 日本の GAP 全てはここから始まった・・・・・・・・田上隆一・・・・ 8
- 世界の GAP ステージで日本は 2 周遅れ・・・・・・・・・・・・・・・・田上隆一・・・・ 10
- 2020 年度 GAP シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2020 年度セミナー・シンポジウムの予定・・・・・・・・・・・・・・・・18
- GH 農場評価に関する質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・田上隆多・・・・ 18
- 農薬残留調査から見つかった農薬の不適切使用・・・・・・・・小池英彦・・・・ 19
- 農家から見る農林水産省の対応・・・・・・・・・・・・・・・・佐々木茂明・・・・ 21
- 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 39 回)・・・・・・・・佐々木茂明・・・・ 23
- GAP・GH 関連用語の解説《CAP (EU 共通農業政策)》・・・・編集局・・・・ 25
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

新年のご挨拶

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

令和 3 年の新春のお喜びを申し上げます。

毎年正月を迎えてはそのことを慶び、地面から出始めた小さな花の芽に感謝し春の訪れを寿ぐことを習わしとしている私たち日本人ですが、今年の正月はお祝い気分浸っている状態ではありません。スペイン風邪からちょうど 100 年目に世界的な大流行 (パンデミック) となった新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、発生から 1 年を経過した今も終息の兆しが見えません。

昨年の暮れに、ドイツのメルケル首相は、熱意を込めて「クリスマス前に多くの人と接触し、その結果、祖父母と過ごす最後のクリスマスになってしまうようなことは許されない」と、国民に外出制限や営業禁止要請の可能性を訴えていました。同じ時期に日本では、医師会などが国に対して「人の動きを止めて頂きたい」と申し入れていまし



たが、政府は止めるどころか、公金で国民の地域間異動を促進する「GoTo トラベル」という経済政策を推進(12月28日から2週間は一時停止となる)しています。このようなクライシス(危機)に際してリスク(危険性)認識の国民的共有がなければ問題の解決はうまくいきません。政治や社会のリーダーには、適切な判断と効果的な実行を期待します。

パンデミックのクライシス管理は、COVID-19の感染リスクを回避して国民の命を守る緊急の課題ですが、命を育む食料を担保する農業も、同じように国民の命を守る日常的・戦略的な課題です。ところが、日本の食料自給率(カロリーベース37%)は世界最低レベルであり、その結果、農産物の輸入額は世界第一位です。食料自給率の向上政策は長い間低迷しており、横ばい状態で、更なる逡減傾向であり、それに連動して肝心の食料自給力も低下しています。耕作放棄地は増え、生産者は今世紀になって半減し、ますます高齢化しており、農業そのものが疲弊しています。日本の食料では5000万人を養うのがやっとなであり、これでは国民の命を守ることができません。疲弊し衰退した農業では、耕地は荒れ、地力が落ち、地下水は硝酸で汚染され、河川・湖沼などの富栄養化が進み、野生動物が人里に進入するなど、都市近郊の住居環境も劣化する一方です。人間の手が入らない山林は、降雨とともに倒木がすぐに流れ出して洪水を起こしやすくなっています。

このような日本農業の衰退傾向は食料安全保障の面からも大いに危惧されるのですが、コロナ禍の昨年に関議決定された農業の重要政策の一つは、「農林水産物・食品輸出目標を2030年までに5兆円とする」ことです。そのために国際水準GAP認証(農産物輸出の際に要求される農場認証制度の意味)が必要であるとして、「EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証及びGAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP)の取得や商談等の取組を支援」する認証取得の支援事業が計画されています。

そもそもGAPは、持続可能な社会作りのために農業者が果たすべき社会的使命です。そのためEUでは、民間のGAP農場認証を活用して、食品衛生管理と環境保全対策とを実施していない農産物のEU域内への輸入を規制しています。その要求に対応する日本の輸出対策としての国際水準GAP認証取得は当然のことですが、それよりも、日本と日本の国民を守るGAPの取組み(及びGAP評価制度)を推進しなければなりません。世界一の農産物輸入国である日本で、日本農業を守り、日本国民を守るためには、日本農業の食品衛生管理と環境保全対策を国際水準にしなければなりません。そうしなければ、日本に入ってくる低レベルの農産物の輸入を規制することはできません。日本の商社・食品企業・食品小売業が国産農産物を選択できる条件は、日本の農業と農産物のGAPレベルが国際水準になることなのです。

2021年1月から岐阜県が開始する「ぎふ清流GAP」という農業振興策は、「グリーンハーベスター農場評価制度」(GH農場評価)で農業者の農場管理の実態を評価してGAPレベルを向上させ、生産性と環境の調和を図った農業生産(ぎふクリーン)を実現することであり、農産物マーケットから産地としての信頼を勝ち取るための農業政策です。その内容は、GAP認証ビジネスではなく、客観的な評価で農業経営体や経営組織の説明責任を明らかにする公的機関による公平で公正な農場評価制度です。

今年は、農場の生産性と環境との調和を図る農場経営により社会的な信頼を得ることが目的であり、この岐阜県の取組みを例に「GH農場評価」を公的な新しい取り組みとしてご認識いただき、日本農業を守るためのGAP推進活動を地方の生産現場から進めていきたいと考えています。

皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

【巻頭言】 食品と農業とのほざまでの係わり

元東京海洋大学大学院教授 農学博士
大阪府立大学 食品安全科学&微生物制御研究センター 客員教授
(社) 日本生産者 GAP 協会 理事 日佐和夫

筆者は農業（農作物）に関して専門外である。農業とのかかわりは、平成 8（1996）年 7 月 13 日「堺市学童集団下痢」による腸管出血性大腸菌 O-157 食中毒事件であった。その後、輸入冷凍青果物などの「残留農薬やトレーサビリティの視点からの海外農場調査」であった。

本来、水産製造学が専門（当時の農林省、現在、国立研究開発法人 水産研究・教育機構）で、水産大学校製造学科卒業であり、卒業論文は海洋微生物であった。

社会人になって、7 回の転職を経て、現役をリタイアした後も、食品と農業に関係している。今回の巻頭言では「農業とのほざまでの係わり」について、記述してみたい。

1. 生鮮品及びその加工品と病原菌

卒業後、魚病細菌の研究に興味を持ち、同校増殖学科研究科中退を経て大阪府立大学獣医公衆衛生教室の研究生になり、琵琶湖産アユのビブリオ病を研究することになった。その成果を「1967～8年にビワ湖のアユに発生せるビブリオと昨年朝鮮に発生せるコレラビブリオの関係について」として、日本細菌学会学術総会（1970 年 3 月京都）に発表する予定であったが、当時は「琵琶湖にコレラが居ることは、ウサギが象になったことと同じだ」とか、マスコミが騒ぎ、発表を中止することになり、「学会での査問委員会」に出席させられた。23 歳の若輩にとっては「恐ろしい経験」であった。その後、水産冷凍食品や大阪湾などでコレラが検出されたが、NAG ビブリオ（性状はコレラで、その血清に凝集しないビブリオ属）とされた。しかし、「アユのビブリオ病原菌」は、コレラ判定である彦島型及び稲葉型血清には凝集しなかったが、「小川型血清に凝集」した。菌株が保存されていれば、その後の遺伝子検査技術で、シロクロが明確になったであろう。この研究で私が初めて経験した「人・魚共通病原菌（伝染病）？」であった。

1970 年代前後は、工場排水（公害）による富栄養化により「赤潮の発生」が問題となった。その中で、「渦鞭毛藻類（プランクトン）」が大量に発生した。渦鞭毛藻類が発生すると魚類が狂ったように泳ぎ、短時間に死亡した例が多く報告されていた。「渦鞭毛藻類が産生する毒素」でないかと提案したが、当時は、プランクトンが産生する毒素による魚病と言う概念はなかったが、水質改善による赤潮の終息に伴い、このことが問題とされることはなくなった。

1980 年代頃に、ある研究者から「外国産砂糖原料（原糖）」の入手を依頼され、この原料と砂糖のボツリヌス菌の分布を調査したところ、ボツリヌス菌が検出され、マスコミで取り上げられた。推測であるが、「砂糖原料由来植物」からの汚染・混入と思われた。外資系飲料メーカーでの砂糖の納入基準が耐熱性細菌数 100 個/g 以下と言うのも、これに由来しているのかもしれない。

40 年ほど前に「乾燥ベビーフード」が販売され、任意で検査をすると「セレウス菌」「ウエルシュ菌」が検出された。当時は、研究以外で当該菌の検査をする民間検査機関はなかったと記憶している。品質管理屋の意地悪な性格であったのだろう。これらは全て土壌由来の病原菌と推察される。現在、多くのベビーフードは液状のものが多くと推測している（商業的無菌）。この件から乾燥野菜や香辛料・調味料などは、その製品の特性から「放射線殺菌でない微生物の除去と品質保持」は

できないと思っている。日本は「放射線殺菌タブー国」である。今後のグローバル化での課題であると考えている。

1980年前後に「カット野菜がブーム」になり、スーパーや飲食店で、サラダバーなどの「バイキング方式」がブームになった。これを契機に、カット野菜の細菌汚染が問題とされ、一部には一般生菌数 1,000 万/g を超えるものもあった。消費形態の変化による微生物リスクが論議され、業界基準として「一般生菌数と大腸菌群数の基準」が設定された。これは、カイワレ大根事件以前のことであった。しかし、農産物の生食による食中毒事例のリスクは極めて低いが、行政的には、分母の事例だけを取らえて規制する。今回、HACCP 制度化で、カット野菜は惣菜の範疇に含まれ、漬物と同様に、「営業許可対象品目にされる予定」である。

最後の事例は、農産物加工品と病原菌の関係での経験談は、「真空包装辛子蓮根のボツリヌス中毒事件」¹⁾がある。この事件が発生した当初、汚染源は、辛子蓮根の原料である蓮根、小麦粉、辛子味噌のいずれかが原因食品ではないかとマスコミなどで論議された。これらの原料は、農産物由来であることから、ボツリヌス菌で汚染されていてもおかしくはない。ある意味、小麦粉（外国産の場合）を除けば、日本はボツリヌス菌の汚染地域²⁾であり、加工方法を間違えれば、食中毒が発生するリスクがある。この事例の原因は、原料由来ではなく、「辛子味噌の再生利用とその管理不良（辛子味噌の腐敗防止のために加熱殺菌後の冷却不足）」が原因と特定した。

すなわち、農産物に限らず、水産物、畜産物には、水や環境から由来の「サルモネラ属菌、腸炎ビブリオや腸管出血性大腸菌など」、多種多様な病原菌をはじめ、腐敗・変敗の原因微生物が付着・存在する。従って、これらの原料を使用する場合は、加工技術での安全管理（特に加熱と冷却）が求められる。また、生食をする野菜の栽培・調製・出荷などにおいて、衛生管理が要求されているが、このことに関しては限界がある。しかし、カット野菜・カットフルーツなど「生鮮加工」での衛生管理の要求は厳しいものがあるが、利便性もあり、消費者による要求も高い。これらについては、農業事業者だけでなく、生鮮加工業者や消費者などの衛生教育も重要とされるべきであろう。

食中毒事故に関して、他の産業とのリスクを比較した表を参考に記載した。

表. 我が国の各種事故における年間事件数及び死亡者数（調査対象期間：H20～30年）³⁾

（長岡技術科学大学 安全安心社会研究センター：川瀬健太郎、2010.）を一部追加

各種事故	10年間の事件数及び死亡者数		年間当たりの事件数及び死亡者数		死亡者数/事件数(年間・%)	年間死亡者数(人口10万人あたり)
	事件数	死亡者数	事件数	死亡者数		
食中毒(注)	211,409	57	21,140.9	5.7	0.03	0.004
労働災害	1,164,104	10,261	116,410.4	1,026.1	0.88	0.806
火災事故	437,369	14,876	43,736.9	1,487.6	3.40	1.168
交通事故	5,962,287	42,804	596,228.7	4,280.4	0.72	3.361
鉄道事故	7,780	3,012	778.0	301.2	38.71	0.236
航空機事故	166	88	16.6	8.8	53.01	0.007
地震災害事故	—	24,252	—	2,425.2	—	1.904
コロナ禍(注)	—	—	169,446 *	2,487 *	1.47 *	1.956 *

(注) 事件者数は食中毒患者数または感染者数、*：2020.12.9.23:59 現在（NHK調べ）

近年のコロナ禍による死亡リスクの「人口 10 万人当たり：1.956 人」に比べ、食中毒による死亡リスクは極めて低く「人口 10 万人当たり：0.004 人」であり、その多くは、個人の山菜取りによる「毒キノコ」によるものである。従って、生鮮品販売も含めた食品産業のリスクはもっと低くなる。このようなことから、食品衛生管理に関わる行政経費や企業経費を設備改善や農場改善などに転用したほうが、リスクが低くなると推測する。

しかし、今回のコロナ禍においては、異常な食品衛生管理が、一部コロナ感染防止（手洗い、マスク着用など）に役に立ったものと言えるであろう。

2. HACCP 制度と GAP 導入

HACCP の制度化においては、事業者規模によって「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に区分している。いつもの通り、この区分については、行政では明確にしていないが、食品事業者にとっても、この区分判断は難しいところであろう。

一方、衛生管理としての GAP 導入においては、HACCP 制度同様、「GAP に基づく衛生管理」と「GAP の考え方を取り入れた衛生管理」に区分できるかもしれない。農業の専門家でないので、この区分について述べるのは僭越であると感じているが、この2つの区分に「家族的経営農家での GAP の考え方を取り入れた衛生管理」の指針が出来ればと思っている。つまり、「GAP の考え方を取り入れた衛生管理」の「簡易版レベルの衛生管理」を策定する必要があると考える。すなわち、「GAP に基づく」と「GAP の考え方」の違い、さらに「考え方を取り入れた」という文言の多様な解釈などを整理すれば、「家族的経営農家のための GAP の考え方を取り入れた衛生管理」というガイドラインも可能と思われる。ポイントは、「考え方を取り入れた」という「現場的柔軟性及び多様性」であろう。具体的には、栽培形態あるいは栽培作物群別の最低限のチェックリスト（点検表）と記帳（特に農薬使用履歴）であると推測する。HACCP の視点で言うならば、英国基準庁の Safer Better Food Business 飲食版 4) のトレードオフすることで活用できるかもしれない。

3. GAP 及び HACCP システムと形式知及び暗黙知

GAP 導入や HACCP 制度を批判する気はないが、これらに関して「陰と陽」を感じている。わが国のこれらを見ていると、米国流経営手法で代表される「形式知（言語などによって説明できる知識）」に偏りすぎているような気がする 5)。そう感じるのは、日本における経営資源である現場の力となる「暗黙知（パーソナル・ナレッジ：固有の人材・技術・情報など）」を組織や社会環境が受け入れずに、「正論」・「理論武装」として「形式知」を受け入れたと考えている。特に、食品安全の分野においては、「米国流」あるいは「グローバル経営手法」が「GAP や HACCP」に変わっただけという気がしてならない。しかし、農業事業者は、幅広い経験的な生産に係る栽培技術やその哲学などを知識として有している傾向があると感じているが、食品事業者は、それに比べ、「自己の持つ技術」より「経済原則」で物事を考えているような気がしてならない。このことは、多様な取引の中での「バイイングパワー」が影響しているような気がする。

一方、これらの安全に関して「形式知に基づく法規制によるシステム」が確立するのは良いことであると感じているが、この分野には、このシステムをブレークダウンしたところでの現場的発言をされる専門家が多く、また、行政もこの専門家を利用しているようにも感じている。このことの弊害は、現場における「専門家による形式知（正論）」がまかり通り、「現場の知識である暗黙知」が否定的に扱われることが多い。しかし、科学的根拠を求める専門家側は、科学的根拠として運用

できるものと運用できないもの、さらには、科学的根拠を求めること自体が難しいことなどの区分が出来ない専門家が多い。少なくとも、これら専門家が科学的根拠を求める前に、その求める根拠や参考文献例、さらには科学的根拠となるための実験計画例も提示して欲しいものである。

現在、コーデックスの改訂作業が進んでおり 6)、その中で、「HACCP プランの妥当性確認」「許容限界値の妥当性確認」などが検討されているようである。このことは、「正論」であると認識しているが、今回の「HACCP 制度」の「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」の対象食品等の事業者の多くは中小・零細企業である。従って、形式知の科学的アプローチ（科学的数値あるいはその根拠）は、行政的トップダウン（自治体への通達）に過ぎない。この手法は、企業の従業員（食品衛生監視員も含まれるかも？）が持つ大量の「暗黙知」の力量（職人的あるいは経験的技量といわれるもの）を期待していない（Anti-Flexibility）。確かに「形式知」は「理論武装」にはなるが、「形式知」だけで「食品現場を運営（監視・指導）することには限界」がある。

また、HACCP 制度化において、形式知における「3つの密（過剰）」が見られる(表)。

表 HACCP 制度化において、形式知における「3つの密（過剰）」

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. オーバー・プランニング(過剰でかつ詳細な HACCP プラン作成の要求)2. オーバー・アナリシス(過剰でかつ執拗なハザード要因分析の要求)3. オーバー・コンプライアンス(必要以上の過剰な文書及び記録等の要求) |
|---|

HACCP is Simple、Simple is Best であることから、運用（監視・指導）を見直す必要があるだろう。これに関しては、新型コロナの「特措法に基づく分科会」への経済学者などの参画と同じように、今回の「技術検討会」にもリスク評価とその管理の総合的専門家の必要性があったかもしれない。これらも GAP 導入の中での共通した問題になると推察する。

近年、新規または改訂される国際規格や諸外国の規格の中には、改訂前の具体的事項から多様な解釈や運用面に対応できるような規格解釈に変更され、本来の規格要求事項の意味が理解できないことがある。さらには、「カタカナ英語だけがスプーク」されることもある。特に暗黙知を重要視する審査員は、旧版から改訂版の意味を理解しようとしていることに遭遇することがある。これを見ると、若い審査員の「軽薄短小的な審査」に対する不安がある。これは年寄りの冷や水だろうか。

4. GAP 認証とフードチェーン一連でのホワイト認証チェーン構築 7)の課題

HACCP 制度化が 2021 年 6 月から施行される。行政の縦割りの中で対象は食品事業者となる。しかし、総合的な食品安全・品質・情報の視点で考えた場合、フードチェーンにおけるホワイト認証チェーン構築が論議されなければならない。

一般的に問題を起こした組織などは「ブラック組織」と判断されるが、それ以外の組織を「ホワイト組織」と判断されることは難しい。また、一方では、コンプライアンスなどに抵触した大組織であっても、他の分野で評価され、「優良？組織」としての評価は高い。このように、総合的な評価における「ホワイト認証」には限界があるが、総合的な食品安全・品質・情報の視点での「ホワイト認証チェーンの構築」は可能であると考えられる。そのためには、小売業や消費者団体の総合的食品安全管理論の学習が必要であろう。

この食品安全にかかわる「ホワイト認証の出発点」が、「GAP（適正農業規範）認証」であると考えている。フードチェーンにおける認証項目としての食糧フローは、GAP（適正農業規範）、GVP

(適正獣医規範)、GMP (適正製造規範)、GPP (適正生産規範) の順になると考えられ、全体に関与するものとして GHP (適正衛生規範) があり、フードチェーンの間に位置するものとして GDP (適正流通規範) がある。さらに、食品安全・品質を含めたフードチェーン全体に関わる商取引として GTP (適正取引規範) が存在すると考える。また、その中に、「SDGs (持続可能な開発目標) 17 の開発と 169 のターゲット」が関与するのかの検討も必要になるかもしれない。

一方、ISO 22000:2018 の 3. 用語及び定義、3.35 前提条件プログラム (PRP) の中に、上記の「適正規範」が挙げられている。しかし、これらについての要求事項での具体的な記述はなく、ISO/TS 22002-1 (食品製造)、2-2 (ケータリング)、2-3 (畜産・水産業)、2-4 (容器包装製造) に依存しているようである。また、同時に、8.3 トレーサビリティシステムについても、ISO/TS 22005:2007 (飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティシステムの設計及び実施のための一般原則及び基本要素事項) も同様である。このような総合的な視点で考えると、ISO 22000、FSSC 22000 などのような第三者監査員や取引先監査である第三者監査員、さらに内部監査員である第一者監査員などの力量 (視点の狭さなど) が問われてくるであろう。現場の視点からすると、これらの認証監査は、「簡易的認証」と理解せざるを得ない。さらに、審査員要員認証教育においても、「食品微生物学」「食品化学」「動物生産：水産コース」「動物生産：家畜・家禽コース」「水産・畜産・農産・食品及びその加工品の衛生関連法令」さらには「個別品群 (例：鶏卵・はちみつ等)」など、個別事項を含めた総合的知識が求められるであろう。

今後、監査員、監査機関の選別による認証が、事業者への客観的評価 (認証) となる。従って、「ビジネス認証」を否定する気はないが、「技術認証能力」のある監査員及び監査機関を評価できる生産事業者、さらに、その納入事業者の食品安全担当者 (経営者も含む) の力量に期待したい。

参考資料

- 1) 日佐和夫・林賢一・阪口玄二:真空包装辛子蓮根によるA型ボツリヌス中毒事例に基づく辛子レンコン製造過程の HACCP プラン作成の試み、HACCP システムによるボツリヌス中毒防止に関する考察 (1)、日本包装学会、Vol.7, No.5, p231-245, 1998
- 2) 厚生労働省資料:ボツリヌス菌汚染実態にかかるデータ、別添1 土壤中及び食品中のボツリヌス菌の分布 2007.6、www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06
- 3) 日佐和夫:HACCP 制度化での技術専門家と現場との乖離—正論肯定と暗黙知軽視—、日本食品化学新聞社「月刊フードケミカル 11月号」、p48-51、2020
- 4) 平成 27-28 年度厚生労働科学研究 (HACCP の導入推進を科学的に支援する手法に関する研究) の中で、「飲食店における Safer Food Better Business を基にした HACCP に基づく管理手法の開発:分担研究者:豊福肇」
- 5) 野中裕次郎:失われた 20 年の失敗、科学的アプローチに偏りすぎた日本企業、Wedge Vol.31, No.8, p14-17, August, 2 (2019)
- 6) ISO/TC 34/SC 17/WG 11、on Doc. ref.:N 032、2019-12-19、Subject:PROPOSED DRAFT REVISION OF THE GENERAL PRINCIPLES OF FOOD
- 7) 日佐和夫:教育講演、グローバル化に対応した食品工場監査～フードチェーンにおけるホワイトリスト化への課題～、日本食品微生物学会誌、32(1),17-27,2015

『日本の GAP』 全てはここから始まった《連載第7回》

～農場保証制度を理解しなければ GAP 認証は普及しない～

一般社団法人日本生産者GAP協会
理事長 田上隆一

日本が遅れないために食い下がって調査

2002年に届いた欧州の農産物流通が変わることを知らせる「イギリスからの一通の手紙」(連載1)の後、(株)片山林檜の片山さんと私は、2003年にEUスーパーマーケット協会の農場保証制度(EUREPGAP認証)を調査するために渡欧しました。その後も芋づる方式で次から次へと関係者を教わって訪ねまわり、2004年の訪問でたどり着いたアルメリアでは、多くの家族経営農家とそれを束ねる農協および役所の農業担当者に出会いました。訪問先の農家や農協の選果場でのスペイン語に対しては、農協や役所の担当者にスペイン語から英語にする通訳をお願いしましたが、英語の理解にも同じように苦労したため、私は、翌2005年からの訪問ではスペイン語から日本語への通訳を伴って、さらに深くGAPと農場保証制度の調査を実施してきました。

零細農家を束ねることで世界のマーケットからの要求に応えていこうとするアルメリアの農協が、農産物販売の最重要課題としてEUREPGAPという「農場保証制度」に取り組み始めたことを知ったからです。グローバル化が進行している日本農業が世界に後れを取ってはいけないと、食い下がる思いでスペイン訪問を繰り返しました。

20年で300倍の差が付いた

GLOBALGAP(2007年まではEUREPGAP)を代表とする第三者認証機関による農場保証(日本では「GAP認証」と言われている)への取組みについて、私は「連載6」で「失われた日本の20年」と表現しました。それは、日本の(株)片山林檜への認証取得要請が2002年であり、欧州で最初のGAP認証がスペインのアルメリアの2001年であったということで、日本とスペインは、スタートはほぼ同時だったにもかかわらず、圧倒的な差(300倍?)がついているからです。

アルメリア農業を代表するエレヒド市役所の2017年の統計によると、市内全農家の78%がスペインの生態学的農業認証UNE155001を取得しており、最低限の認証であるGLOBALGAP認証は91%の農家が取得しています。農協は、販売先の要求に応じてその他の複数の「農場保証制度」を利用して農家の農産物を欧州のニーズに合う条件にコントロールしています。

また、日本で最初にEUREPGAP認証の検査を担当し来日したニュージーランドの審査会社のブラッドレー氏によれば、スペインで第一号認証が出て、その後一斉に世界的に普及しましたが、ニュージーランドの農業生産者は2002年末までは全く関心がなく、認証に取り組む人も皆無だったようです。ところが2003年になると、リンゴやキウイの生産者の圧倒的多数の農家が、審査の申込みをしたとのことでした。これは、「イギリスからの一通の手紙」が届いた(株)片山林檜と同じ動きです。そして、あっという間に全ての生産者が認証を取得したということです。

現在の日本全体のGLOBALGAP認証を取得した農家(農業経営体)は740戸(GAP普及推進機構,2020年)で、ASISGAP認証は2404戸(日本GAP協会,2020年)です。農林業センサス

に基づく農産物販売農家の概数は 102.8 万経営体ですから、双方の農場保証制度を合わせても、農家の認証取得率は 0.0030583 (0.3%)、即ち日本とスペインは 3 対 1000 になります。

これでは、日本では農場保証制度が普及しているとは言えません。2001 年から 2020 年まで、食品安全のために、農業信頼のために、生産者のために、特に食品安全に対しては行政の対策を含めて様々な取り組みが行われてきましたが、今や世界の当たり前となった農場保証について、日本は統計誤差 (3%) にもならない数値にしかありません。まさに「失われた日本の 20 年」です。

日本の農場保証を普及させるために、日本政府は、2030 年の農産物・食品の輸出額目標を「5 兆円」と掲げ、オリンピック後は輸出のために「国際水準 GAP (認証)」に取り組むと宣言しています。2021 年が本格的なスタートになるようです。

文献で GAP 認証は理解できない

さて、GLOBALGAP 認証への取り組みは、日本も含めて「世界同時スタート」だった訳ですが、2003 年に EUREPGAP 農場保証 (GAP 認証) 取得に失敗した榊山林檎は、2003 年の欧州調査を経験して、2004 年 9 月に再チャレンジし、日本初の認証取得の農場となりました。

この時点で日本には農場保証のための審査会社はなく、その制度の存在すら知られていませんでした。指導者もいないため、自ら欧州を調査して、集めた文献等を参考にして英文の審査基準書とチェックリストを読み解き、独自の解釈で農場のリスク評価・リスク分析を行って、農場の様々な問題点を改善し、審査に必要な管理基準書を作成し、作業実績を綴って文書管理システムを作りあげました。

榊山林檎は、工業機械系の会社勤務の経験があり、ISO (国際標準化機構) に精通した社内関係者の貢献もあって、お陰で認証検査にパスしました。認証に合格した榊山林檎の農場管理体制は、EUREPGAP 検査の要求事項に充分に応えられる枠組みとなり、論理的な文書体系にもなっていました。

ただし、審査中に片山さんは検査官から何度も「ステューピッド (stupid)」と言われたそうです。農場検査の内容について次のように話していました。「印象に残ったのが、検査に合格する目的だけで行った無駄な作業に対する検査官からの批判です。例えば、環境問題に関しての農場管理計画の中で野生生物と自然を保護する方針を掲げていましたが、その対策として園地の入口に野鳥を殺さない鳥害回避策の実例としてプラスチック製の偽物のカラスをぶら下げておいたのですが、このような見せかけの審査対策はすぐに見抜かれ、「No effect, Stupid」と手厳しかった」と言っていました。

ステューピッド (stupid) を辞書で引いてみると、「愚かな、ばかな、にぶい、ばかげた・・・」などの日本語訳が出てきます。この言葉は「愚かな行動・発言・判断などと、相手に警告する場合などに用いられる」という説明もありました。検査において実際に指摘された内容を見聞きすると、「それはやりすぎでしょう！現実を考えてみたらどうなの？」というような場面であり、生産現場の本来の状態を考慮せず、ただチェックリストに合わせるような対応についての検査官の評価・判定だったということです。

これらは 18 年も前の話ですから、その後、実際の農場検査を積み重ねることによって、今では大きく改善されてきていると思うのですが、検査で「ただチェックリストに合わせるだけ」という傾向は、検査をして貰う側にも、検査をする側にも、残念ながら現在でも見受けられます。

世界の GAP ステージで日本は 2 周遅れ

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

はじめに

パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、発生して一年が経った今や第三の波となって世界中で猛威を振るっています。その中で世界の政治や社会情勢が変化し、経済的にも大きな影響を及ぼしています。1980 年代ごろからの新自由主義の政策で経済や社会を形作ってきた“グローバリズム”が急停止したような状態となり、2020 年を境に 21 世紀の価値観がこれまでの延長線ではないものになろうとしているかのようです。それはグローバルなサプライチェーンや経済成長ばかりではなく、食糧やエネルギーとともに農業そのものの価値も考え直す必要に迫られているように思います。持続可能な社会づくりのための GAP (Good Agricultural Practice) の普及の視点でこの大きな変化を考えてみます。

1. 世界の GAP ステージ 1 周目 一人と環境に優しい農業 (GAP 規範)

農業由来の環境汚染対策として GAP 概念が誕生

1980 年代といえば農業由来の環境汚染が確認された時代でもありました。特に、国境を越えて市場を単一化した EU (欧州連合) では、農業生産で排出された硝酸塩による地下水汚染および河川・湖沼などの水質汚濁を削減・防止する「硝酸指令」を 1991 年に公布しました。加盟各国が「硝酸脆弱地域」を指定して厳しい規制を行い、その他の全ての農地には **CoGAP (Code of Good Agricultural Practice)** 「適正農業規範」を遵守する農業を行うことを要請しました。同年に「植物保護指令」も公布し、植物保護製品 (農薬) の使用による人間 (及び家畜) の健康と自然環境の保護を高いレベルで確保することを農業者に義務付けたのです。

GAP 義務化と補助金

人間及び家畜の健康と自然環境の保護に努める農業が「持続可能な農業＝適正農業管理＝GAP」です。そして、GAP の実践を目指す農業者が「汚染を避ける効果的な措置をとるための法的・科学的・技術的指導書が CoGAP＝適正農業規範」です。1980 年代に英国政府の関係機関によって出版され、1990 年代には EU 共通農業政策 CAP (Common Agricultural Policy) によって加盟各国で出版されるようになりました。農業者が CoGAP を守り、CAP により EU の補助金を受け取る制度が「クロス・コンプライアンス」です。

EU では、「市場価格で守られない公共財としての「環境」の世話を日常業務の一部とする農業者への直接支払い」で EU 域内の環境と「農業と農業者」を守っています。加盟各国の政府は農場管理を評価 (査察) して、農業者に不正や不当な行為があると補助金の減額やそれ以上の罰則などが設けられており、農業者にとって CoGAP の遵守、つまり GAP は「事実上の義務」であると言われています。

CoGAP を利用した農産物の仕入基準

英国が 1998 年に改定出版した CoGAP の「水規範」「土壌規範」「空気規範」の三部は、農業関係者の取組みだけではなく、農産物の流通業者や小売企業者なども大いに興味を持ちました。スーパーマーケットは、消費者の農産物に対する信頼を、政府が規定した CoGAP を基準にして考えようとしたのです。それを元に「出荷者行動規範：SCP (Supplier Code of Practice)」を作成し、卸売業者を通じて農産物の仕入対象農場の監査を行うようになりました。SCP の構成は、CoGAP の内容に食品衛生規則や取引条件などを加えたもので、農産物のお荷者に遵守させるものです。日本のりんごを 1999 年から欧州に輸出していた青森県の有限会社片山林檜は、1998 年にこの SCP の監査を受けています。

2. 世界の GAP ステージ 2 周目 – 農場保証 (民間の GAP 認証)

グローバル企業が出荷者保証の業界コストを生産者に付替え

自由競争に委ねる新自由主義政策で、2000 年頃になるとますますグローバル化が進展し、先進諸国の企業が世界中のどこにでも出向いて食材を集めるようになりました。そうすると、農産物の生産現場に赴いて行う SCP 監査のコストがスーパーマーケットや卸売業者の重荷になってきたのです。そこで、欧州小売企業農産物協議会 (EUREP) は、「第三者による農場保証 (GAP 認証) ビジネス」を作って、元々は小売業者が消費者から信頼を得るための農場検査の費用を生産者側の負担にするという「業界コストの付替え」を行ったのです。

特に EU では、2004 年の食品衛生関連法の改正で食品事業者は HACCP が義務化され、それが輸入食品に対しても求められることになったため、全ての仕入れ商品の安全確認の意味でも、スーパーマーケットは 2005 年 1 月 1 日から EUREPGAP (現在の GLOBALGAP) による農場保証を求めることにしたのです。また、EUREP とは別に、世界的な食品の流通・製造企業ネットワーク (TCGF) の系列に GFSI (グローバル食品安全イニシアチブ) が 2000 年に創設され、世界各国にある食品安全認証規格の統一を呼びかけました。世界中で食品ビジネスを展開するグローバル企業 (TCGF メンバー) にとって、統一された食品安全基準なら管理コストの効率が良いからです。

日本は、世界の GAP ステージ 2 周目からスタート 1 周目の CoGAP がない

日本の農業政策に GAP の名前が登場したのは 2004 年、農林水産省消費安全局農産安全管理課の「食品安全 GAP (ジーエーピー)」という食品安全対策でした。その後、2008 年に担当部署が生産局生産技術課に変わり、「農業生産工程管理」という生産段階の各工程で食品安全を確保する管理手法を推奨する政策になりました。

民間では、片山林檜の認証取得を通して EUREPGAP 認証制度を学んだ株式会社 AGIC の筆者は、2004 年に著作・編集した「JGAP 農場認証基準」に基づいて、外資系企業のドールやゼスプリ、マクドナルドなどの国内取引農場で GAP (適正な農場管理) の実践指導を行ったことが最初でした。

つまり、日本で GAP がスタートしたのは「人間と家畜の健康と環境の保護に努める持続可能な農業＝適正農業管理＝GAP」ではなく、「スーパーマーケットが仕入れる農産物の安全確認のために要求する農場の適正管理 (認証)」からでした。そのためか、日本の政府は「農業者が汚染を避け

る効果的な措置をとるための法的・科学的・技術的指導書としての適正農業規範（CoGAP）」は編集せず、生産工程管理手法を推進して公開したツールは、EUREPGAP（及びそのコピーのJGAP）などの民間の農場認証制度に学んだ農場の評価基準書つまり農場検査のためのチェックリストだったのです。当初のJGAPの役割は、それまで外国人が来て、外国語を通訳して行っていた審査を日本語で比較的安価に行えるというためのものでした。

五輪と輸出で農場認証の国際規格を意識した

日本生産者 GAP 協会は GAP 普及ニュース 40 号で「2020 東京オリンピックで国産野菜を供給できない可能性」と警鐘をならし、2014 年度 GAP シンポジウムでは、「今からでも間に合う東京オリンピック・パラリンピックの国産食材の調達戦略と国際認証対策」を提言しました。

東京 2020 大会組織委員会は「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」として、「GLOBALG.A.P. または ASIAGAP の認証、農林水産省“農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン”に準拠し都道府県等公的機関による第三者の確認」を受けているもの、その他有機農産物、海外産はフェアトレード等を要件としました。

また、2020 年に農産物食品の輸出目標 1 兆円を掲げた閣議決定「日本再興戦略改訂 2014 年 6 月」では、「輸出拡大を図る上では、国際的に通用する GAP の取得（国際水準 GAP）を推進する必要がある」として GLOBAL G.A.P. 認証取得の促進などを決定しています。

日本が目指す国際水準 GAP は農産物の輸出用

新型コロナウイルスの感染拡大により東京 2020 大会の開催は延期され、2020 年 12 月末時点では 2021 夏に開催する予定で準備が進められています。農林水産省によれば、東京 2020 大会（2021 年開催でも 2020 とする）の食材出荷量確保の見通しをつけて「GAP をする」に努め、大会以降は、農林水産物・食品の輸出額の 2030 年目標 5 兆円（食料・農業・農村基本計画（2020 年 3 月 31 日閣議決定））に向けて「GAP 認証をとる」ことを推進するということです。

農林水産省の国際水準 GAP の説明によれば、「GAP をする」とは、「農業生産動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動」のことであり、そのメリットは、「生産管理の向上、効率性の向上、農業者自身や従業員の経営意識の向上につながる。また、農業人材の育成、我が国農業の競争力強化にも有効である」ということです。

そして、その結果として東京 2020 大会後は、「GAP が正しく実施されていることを第三者機関の審査により客観的に証明すること」が求められるから、そのために「GAP 認証を取る」ことを推奨するということです。認証のメリットは、「農家にとって取引上選択されやすくなる。取引先にとって安心して取引できる。自ら確認する必要がなくなる。顧客に説明しやすい」とのことです。

これらの取組みは、EU のスーパーマーケット業界や世界の巨大食品企業のグループが作り上げた農産物の買手側による「第三者による農場認証ビジネス」としての農場評価に、産地の生産者側が対応する経済活動です。これらは、世界が第一周目で目指した「環境を守る」という持続可能な農業の達成や、オリンピック組織委員会が目標としている「持続可能性に配慮した農産物の調達」という GAP 本来のものではありません。

農産物輸出のための GAP 認証は開発途上国型

GAP 認証等による農場保証が、販売先企業の農産物輸入の条件であれば、農産物を販売しようとする農業者は相手が指定する農場保証の認証を取得しなければなりません。GLOBALG.A.P.認証のように食品安全対策だけでなく、農業由来の環境対策にも配慮している認証制度は、輸出国の環境対策にもなっているという大義があります。しかし、日本の生産現場では、農産物品質の国際標準や、認証を含む生産コストと、販売価格の経済効果が見合うのかどうか等が問われているのが現状です。

現在、欧米諸国に農産物を輸出している多くの国の輸出者は、先進国への輸出で採算が合うから認証取得の負担も乗り越えることができるでしょう。また、認証が販売上の有利な条件であれば、その他の各種認証（持続可能性や社会的責任、食品衛生等）も受け入れて販売先に応じた多様な認証制度が普及しています。イタリアやスペインの青果物の産地では、「GLOBALG.A.P.はリミット（取引要件の限界）」だから、ほとんどの生産者団体は、GGAP の他に複数の認証を取得しています。EU 加盟国にはありませんが、先進国への農産物輸出が貿易収入の大きな部分を占めている多くの国は開発途上国ですが、そこでは国が主導して GAP 認証などの取得を推進しています。農場認証の国内需要が少なく、行政が輸出のための GAP 認証を推進している日本は、正に開発途上国型の GAP 推進といえます。これは、一周目の認識、日本国民のための「人と環境に優しい農業」を経験していないからなのでしょう。

米国の GAP ステージ

米国では「食品安全近代化法 FSMA（2016年1月26日発効）」によって食品危害に対する予防管理を強化し、FDA（食品医薬品局）の下に一元管理して輸入食品の安全対策を徹底しています。FSMA では国の内外を問わず、農業生産者が行うべきこととして、衛生管理の徹底、農業用水の管理、従業員教育などが法制化され、農場管理全体の記録保管文書を検証する規制を行っています。また、EU にクロス・コンプライアンスがあるように、農業による環境負荷を削減するプログラム「EQIP：Environmental Quality Incentives Program）」があり、養分管理、IPM、灌漑管理、野生生物管理の4つのプランで、環境にやさしい農法に財政支援しています。

このように米国においても EU においても、国内・域内の食品衛生管理制度や環境保護規制等は、輸入食品に対しても事実上同じように規制しています。

3. 世界の GAP ステージ 3 周目 –さらに持続可能な農業政策へ–

欧米の農業政策は 2020 から次のステージ「安全で持続可能な農業」へ

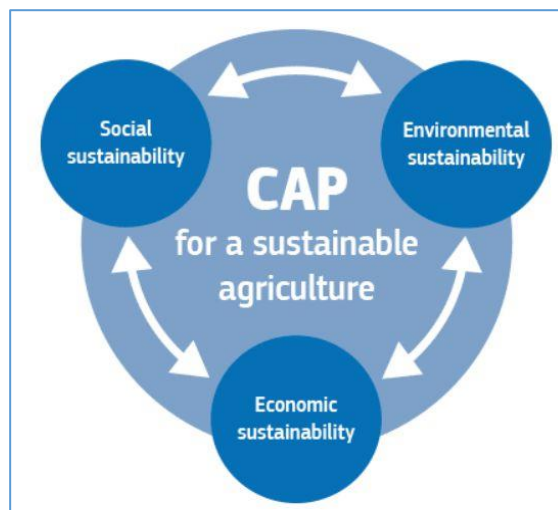
日本では、2020 年から 2030 年までの 10 年をかけて「買手側による第三者農場保証（世界の GAP ステージ 2）」に本格参入する計画ですが、EU と米国は、すでに世界の GAP ステージ 2 は完了し、世界の GAP ステージ 3 を 2020 年から開始する計画です。これで日本の GAP は 2 周遅れとなるのです！

2018 年に公表された EU 共通農業政策（CAP）の次期案では、持続可能な農業分野のために EU 予算の 40% を充てて、農業者への直接支払い（クロス・コンプライアンスとグリーンング・2014 年から）の条件を強化するとしています。2020 年 12 月現在、欧州委員会のホームページには、「欧

州委員会が、農産物および食品の安全性と品質を確保し、生産者と地域社会を支援し、持続可能な実践を促進する方法」が記述されています。

持続可能な農業への3つの道筋（欧州委員会）

「農業活動は、農業者が天然資源を利用して農産物を作り出し、生計を立てるための良好な環境条件によって支えられています。また、農業の収入は、農業家族や農村地域を支え、生産された食料は社会全体を支えています」。したがってCAP（EU 共通農業政策）では「持続可能な農業システムの実現に向けた道筋に関する社会的、経済的、環境的アプローチを組み合わせ、この組合せとイノベーションにより、CAPはヨーロッパのための包括的で競争力のある欧州グリーンディール（欧州委員会は2050年までにEU域内の温室効果ガスの排出をゼロにする）と農業を一致させようとしています。

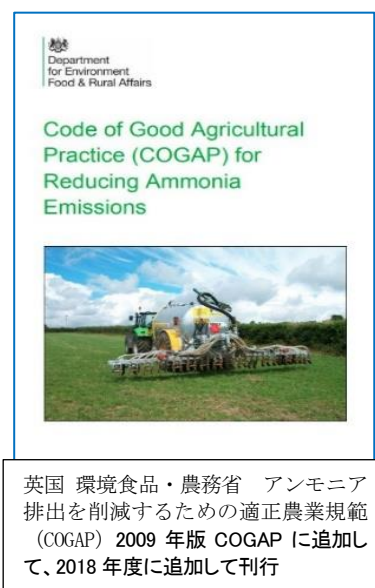


農業者、農産食品事業者、農村コミュニティーの役割（欧州委員会）

- ①「農場から食卓まで」戦略で「持続可能な食料システム」の構築
- ②農村生態系の動植物を保護・強化で「新しい生物多様性戦略」
- ③水、空気、土壌などの天然資源保護で「ゼロ汚染行動計画」等

「農場から食卓まで」戦略 2030年数値目標

- ・ 農薬の使用及びリスクの50%減少
- ・ 肥料の使用を少なくとも20%減少
- ・ 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の50%減少
- ・ 有機農業に利用される農地を25%に到達 等



英国 環境食品・農務省 アンモニア排出を削減するための適正農業規範 (COGAP) 2009年版 COGAP に追加して、2018年度に追加して刊行

EUの持続可能な農産物の貿易戦略（貿易障壁としてのGAP認証）

世界のGAPステージ2周目(農場保証)の段階で、EUが食品取扱事業者に対するHACCP義務化を全ての輸入食品に適用したため、EUのスーパーマーケットが農産物取引制度として開発したGLOBALG.A.P.認証が、事実上の非関税障壁として「GAPコントロールされていない外国農産物の輸入」を規制することになったと考えられます。

世界のGAPステージ3週目に入った2020年現在、EUには「環境（持続可能性）の新しい規範を、自由貿易協定（FTA）を通じて実現していきたいというインセンティブ」があります。今後FTAを締結する際には、「パリ協定を尊重する」ことを必須の要素として提案していくとしています（欧州委員会2019）。こういった環境に係る規定を設けることでFTAの機会を利用して環境の規範を相手国や地域に「輸出」することを狙っていると考えられます。

欧州委員会のFTAには、持続可能な発展の章が設けられており、新たにFTAが遵守されるための管理官を設置して、これにより環境規範を守らないような方法で生産された農産物のEUへの輸入を防ぐとしているのです。（農林水産政策研究所 [主要国農業政策・貿易政策]プロ研資料 第1

米国の農業イノベーション計画（米国農務省）

米国は 2020 年 2 月に 5 つの農業研究戦略「農業イノベーションアジェンダ」を公表しています。

2020 年から 2025 年までの USDA 科学のロードマップ

- ① 持続可能な農業強化ゲノム技術、精密農業、伝染病の早期発見、植物由来品の価値の拡大、One Health（人の衛生、家畜の衛生、環境の衛生の連携）、資源利用の最適化、技術インパクト分析等
- ② 農業気候適応 オープンデータ、データに基づく意思決定支援ツール 等
- ③ 食物と栄養・食品衛生の有効性とコスト分析、汚染軽減技術と予測等
- ④ 付加価値とイノベーション
- ⑤ 農業科学政策のリーダーシップ

技術開発を主軸に以下の目標を設定

- ・ 2030 年までに食品ロスと食品廃棄物を 50%削減
- ・ 2050 年までに農業生産量の 40%増加
- ・ 環境フットプリント 50%削減の同時達成
- ・ 2050 年までに土壌の健全性と農業における炭素貯留を強化
- ・ 農業部門のカーボンフットプリントの純減
- ・ 2050 年までに水への栄養流出を 30%削減

OECD の対日勧告

2010 年 5 月に実施された OECD（経済協力開発機構）の対日環境保全成果レビューと勧告のうち、農業関連事項では、「日本農業の補助金の約 95%が生産関連（OECD 平均 55%）、85%が価格支持対策である。」と指摘しています。

世界の GAP ステージ 1 周目の経験から、OECD の勧告では、「生産関連への補助金投入は、肥料や農薬その他の投入物の使用を助長し、その結果は、水質や土壌などの環境に有害となる。実際に、日本の肥料と農薬の使用量は OECD の平均値よりも明らかに多い。従って、環境インパクトを最少化し、生物多様性を保護するためには、農業支援方策を、生産支援から農業者直接支援に切り替えるべきである」という内容です。

しかし、日本の GAP 普及は、世界の GAP ステージ 1 を経験せずに、世界の GAP ステージ 2（農場保証）を目指しているため、持続可能性への取組みが弱く、15 年以上経過した今でも、顕著な GAP の成果は見られていません。

OECD の提言「日本農業のイノベーションー生産性と持続可能性の向上を目指してー」

今回の 2019 年の OECD 政策レビューでは、EU と米国の持続可能な農業への取組みなどが、世界の GAP ステージ 1 及び世界の GAP ステージ 2 を大きく超えたチャレンジになるため、日本においても単なる研究開発の政策を超え、農業政策や市場環境全体にも関わる大幅なイノベーションが必要であると提言しています。

しかし、そもそも世界の GAP ステージ 1 を経てこなかった日本の GAP、即ち「持続可能な農業への取組み」について、今回のレビューでは次のように提言しています。

- ・日本では、農業の環境負荷低減に向けた進捗はこれまでのところ限定的であった。
- ・日本は、全ての生産者が環境パフォーマンスの改善に関与する統合された農業環境政策の枠組みを作るべきである。
- ・農業政策の各プログラムは、農家が持続性の高い生産方式を採用するよう、一貫したインセンティブを与えるべきである。
- ・また、必要に応じ、違反者に対するペナルティーの措置を講じるべきである。

この提言は、日本生産者 GAP 協会が 2010 年の創設以来一貫して主張してきた「日本の GAP 論」と共通するところが多い内容です。EU の共通農業政策のように、農業補助金は「農家の日頃の活動による公共財としての「環境の持続性」を提供するというサービスの対価として支払われるもの」と考えるべきです。

終わりに

本稿のテーマ「世界の GAP ステージで日本は 2 周遅れ」を、持続可能な社会づくりの GAP 普及の視点で考えると、世界の GAP ステージ 1 では「持続可能な農業への対応」、世界の GAP ステージ 2 では「グローバルなサプライチェーンの農場監査」、世界の GAP ステージ 3 では、「世界各国・地域の食料戦略と持続可能な社会に貢献する農業」ということになり、それらの進捗の中で、日本は世界の GAP ステージ 1 の政策が遅れ、世界の GAP ステージ 2 の農産物サプライチェーンになっておらず、現在は、世界の GAP ステージでは 2 周遅れの状態になっています。

折しも 2020 年において、社会の価値観の転換が迫られている日本の GAP は、ステージ 1 とステージ 2 とを同時に達成する必要があるのです。そのためには、欧米に追いつき追い越せではなく、これまでの「農産物輸出を目指して成長産業となるという工業的製造業」の枠組みを止めて、「農業は、生命をはぐくむ基盤産業であり、持続可能な社会づくりの柱に据える」という考え方に立って、「日本の CoGAP」を示し、そのために必要な法規制や業界のルールを作っていくことが必要です。

GAP を単なる手法としてではなく、思想として息づかせれば、世界の GAP ステージでの 2 周遅れが、そこから世界のトップランナーになる可能性もあるのではないのでしょうか。そのためには、日本の農業生産者が環境パフォーマンスの改善に関与できる統合された農業環境政策の枠組みを作る必要があります。

日本の美しい景観は、健全な農業が各地で営まれていて達成されるものであることを、もう一度心に留めたいと思います。

参考資料

1. 田上隆一：「GAP 導入」GAP 普及センター，幸書房，2009
2. 田上隆一：「日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味」
GAP 普及ニュース 32 号から連載 22 回完，2013
3. 農林水産省：「みどりの食料システム戦略」みどりの食料システム戦略本部，2020
4. OECD：「OECD 政策レビュー・日本農業のイノベーション」大成出版社，2019

2020年度 GAP シンポジウム

『GAP 普及で生産力向上と持続性を両立させる』

全世界で新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われた昨年の GAP シンポジウムは、残念ながら中止せざるを得ませんでした。今年2月の GAP シンポジウムは、感染予防および新たなスタンダードへの対応を踏まえ、オンラインのみで開催することとなりました。日本に相応しい適正農業管理を規定する『日本 GAP 規範』を策定し、正しい GAP の理解と実践を普及することを目的として2010年2月に当協会を設立してから10年の節目に、改めて持続可能な農業、環境対応型農業の発展について向き合い、次の10年に向けての提言の機会としたいと思います。

【開催概要】

日 時：2021年2月8日(月) 受付 9:00～開始 9:30～17:00

会 場：オンライン (zoom ミーティングルーム)

参加費：主催・共催の会員・後援団体の職員：¥5,000、一般：¥7,500、学生： ¥1,000

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

共 催：農業情報学会、一般社団法人 GAP 普及推進機構、
特定非営利活動法人経済人コー円卓会議日本委員会

事務局：一般社団法人日本生産者 GAP 協会 教育・広報委員会、株式会社 AGIC 大会事務局

H P : <https://www.fagap.or.jp/seminarsymposium/sym202102/>

9:00～9:30	受付 (入室)
9:30～ 9:45	開会・オリエンテーション
9:45～10:45	講演「生産者と消費者の信頼を繋ぐ架け橋 (仮)」田上隆一
10:45～11:00	休憩
11:00～12:00	基調講演「GAP 義務化による日本の食糧・環境問題の改善への提言」石谷孝佑
12:00～13:00	昼休憩
13:00～14:00	講演「持続可能性とイノベーション (仮)」二宮正士
14:00～14:15	休憩
14:15～15:00	「GAP オンライントレーニングについて (仮)」田上隆多
15:00～15:45	「農場・農産物取扱施設における衛生管理 (仮)」田上隆一
15:45～16:00	休憩・質問受付 (フォーム)
16:00～17:00	質疑応答
17:00	閉会

2020 年度セミナー・シンポジウムの予定

2020 年度の各種セミナー・トレーニング・シンポジウムも残りわずかになりました。グリーンハーベスター（GH）農場評価制度では、GAP の理解と普及のための教育システムとして、農業者、農業指導員等による GAP の自主管理を推奨しています。

2021 年 2021 年 1 月 29 日(金)	『GH 評価員試験』 場 所:AGIC 会議室(茨城県つくば市松代 3-4-3) 定 員:午前 3 名/午後 4 名、受験料:31,000 円(税込)
2021 年 2 月 8 日(月)	『GAP シンポジウム』ウェブ開催 会 場:オンライン(zoom ミーティングルーム) 参加料:主催・共催団体会員 5,000 円 :一般 7,500 円、学生 1,000 円

全てウェブ参加になっています。是非ウェブ環境にして頂き、遠距離でも参加頂けるメリットを活用下さい。

GH 農場評価に関する質問と回答

株式会社 AGIC 事業部長 田上隆多

【質問】： 弊社 AGIC の講師が普及指導員のための GAP 農場評価トレーニングを行っている際中、受講者から作物残渣の処理について質問を貰いました。

弊社では、『日本 GAP 規範』に基づいて指導・助言をしており、残渣の処理についても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、『廃掃法』という）」や関連する省令・条例等に準じて判断し、圃場に漉き込むのであれば問題はないが、残渣を単に埋却することは違法とされる可能性が高いので、市町村に連絡するよう説明しています。今回受講された普及指導員の方からは「鳥獣害対策として野生生物などが農場内に侵入することを防ぐために残渣は地中に埋めるように指導している。我々は違法行為を指導していたことになるのか」との質問を受けました。この時の研修でモデル農場として模擬評価を受けていただいた農場の方からも「ASIAGAP の認証審査を受けた際、審査員から残渣は埋めて下さいとの助言があり、埋めることにした」という話題もあったそうです。

現在、法令等の改正を踏まえ『日本 GAP 規範』の改定を進めていることもあり、本件についても再度所轄官庁等に確認することになりました。

【回答】： まずは、『廃掃法』の所管である環境省へ問い合わせました。

<環境省 廃棄物適正処理推進課>からの回答

廃掃法の第 6 条で細かい取決めは各市町村で行うように決められているので、管轄の市町村に問い合わせして下さい。事業者である農家が排出する植物残渣を「一般廃棄物」と定義するか、または「肥料」として捉えるかは市町村の判断に委ねられている。「一般廃棄物」に当たる場合には、処分センターへの持込みが原則となる。

上記の回答を受けて、弊社所在地である茨城県つくば市に問い合わせました。

つくば市役所 環境衛生課からの回答

事業者である農家が排出する植物残渣について、自分の圃場に堆積したり、畑に散布して漉き込んだりすること等により圃場還元するのであれば、一般廃棄物ではなく肥料として捉えられる（合法である）。一方、穴を掘って埋めて土をかける（埋設）のような行為の場合、『廃掃法』に抵触する（違法である）。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条にある焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却には）周辺の野生動物からの被害は考慮されない。

念のため、農林水産省 鳥獣対策・農村環境課へ、農場における植物残渣の取扱いに関して、鳥獣対策の側面から植物残渣の埋設を容認できる『廃掃法』の解釈の余地はあるか問い合わせました。

農林水産省 鳥獣対策・農村環境課からの回答

（鳥獣害被害の現場の）気持ちは分かるが、そのような解釈の余地はない。

また、GAP 推進という観点から、農林水産省 環境対策課にも問い合わせました。

農林水産省 農業環境対策課からの回答

GAP 全般の統括は農林水産省で行っているが、ガイドライン等も含めて管轄各省間で調整しており、個別の法律解釈の判断については管轄をする省に任せている。（環境省とつくば市に確認した結果については）その通りでよろしいかと思う。現場指導としても「まずは市町村等に問い合わせせてみて下さい」としか言うことはできない。

各官庁等から回答いただいた通り、作物の残渣処理に関する法令等の変更はなく、農場へはこれまで通り、「一般論としては、堆肥化利用や漉込み等による圃場還元は合法、土をかぶせて埋める行為は違法となることが多いと思われるが、個別具体的には、都道府県や市町村に確認すること」と指導・助言するのが妥当であることが確認できました。

都道府県の普及指導は栽培技術等が中心となると思いますが、こういった法令を考慮した上で指導内容を策定したり、自治体と検討をしたりしなければならないということも認識する必要があります。また、これは市町村等の規定や解釈にもよりますので、茨城県つくば市では鳥獣害は考慮しないとのことでしたが、予め都道府県と市町村で解釈や運用について協議を持つように働きかける法もあるのではないかと思います。

農薬残留調査から見つかった農薬の不適正使用

日本生産者 GAP 協会理事 小池英彦（長野県職員）

農林水産省が公表した「国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成30年）」では、不適正使用のあった農家数は「1」となっている。農産物476検体のうち、食品衛生法に基づく残留基準値超過が見つかった2例のうちの一つである。「こまつな」で殺虫剤成分のダイアジノン（基準値0.1mg/kg）が0.5mg/kg検出されたという事例で、当該「こまつな」の栽培農家を調査したところ、「使用量を正確に計量しないで使用した」とのことで、「使用基準より多く使用していたこと」が原因である可能性があると考えられている。「こまつな」に対するダイアジノンの適用は、粒剤5の6kg/10aを、播種時に全面土壌混和するか出芽時に土壌表面散布する等になっているが、いったいどのくらいの量を使ったのだろうか？

厚生労働省の食品安全委員会、農薬・動物用医薬品部会の資料（文献）にダイアジノンの作物残留試験一覧表（国内）が記載されており、そのごく一部を抜き出したのが下の表である。

これによると、「こまつな」に対して、適用量を土壌表面散布した場合の、この試験下での最大残留濃度は0.01mg/kg、全面土壌混和した場合のそれは0.027mg/kgであった。品目が違うが、「みずな」の試験では、適用の2倍量を土壌表面に散布する事例があり、適用量施用の場合と単純に比較すると2～5.4倍の残留量となっており、「こまつな」に2倍量の土壌表面散布をした場合、適用量施用の6倍位の残留量になると見積もっても0.162mg/kg程度と想定されるので、残留量0.5mg/kgともなると3倍量

ダイアジノンの作物残留試験一覧表（国内）

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 ^(注1) (mg/kg)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
こまつな (茎葉)	2	5.0%粒剤	6 kg/10 a土壌表面散布	1	44, 47, 54	圃場A:<0.01
					25, 28, 35	圃場B:0.01
	3	5.0%粒剤	6 kg/10 a全面土壌混和	1	21, 28, 35	圃場A:0.026(1回, 21日)
					17, 24, 31	圃場B:0.027(1回, 17日)
みずな (茎葉)	4	5.0%粒剤	6 kg/10 a土壌表面散布	1	38	圃場C:<0.01
					24, 25	圃場A:0.003(1回, 24日)
					28	圃場B:0.018
	2	5.0%粒剤	12 kg/10 a土壌表面散布	1	52, 55, 62	圃場C:<0.005(1回, 52日)
					20, 23, 30	圃場D:<0.005(1回, 20日)
	2	5.0%粒剤	6 kg/10 a全面土壌混和	1	24	圃場A:0.01(#)
					28	圃場B:0.027(#)
				14, 21, 30, 45	圃場A:<0.01(1回, 14日) 圃場B:<0.01(1回, 14日)	

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 農林水産省の「農薬登録における作物のグループ化の検討のための試験委託事業」平成26年度又は平成27年度事業の結果を参照した。

(18kg/10a)の散布量が必要となる。したがって、少なくとも、播種時の全面土壌混和や、出芽時の土壌表面散布で、使用量のうっかりミスは、農薬取締法違反には該当すると思われるが、農薬残留基準値を超過した原因と断定できるかどうかは、何となく疑問が残る。

ここでいう農薬の不適正使用とは、「誤った作物への使用」、「誤った使用量または希釈倍数で使用」、「誤った時期に使用」、「誤った回数で使用」などで、いずれも農薬残留基準を超過する原因になりそうな行為である。また、これら行為には「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」の罰則がある。ちなみに、上記の「こまつな」の事例では、当該農家は行政庁から「農薬の適正使用の徹底を図る」よう指導を受けたとのことであり、罰則がかけられたかどうかは不明である。

そもそも、農薬の不適正使用が農薬残留基準値の超過に繋がる事例はかなり限定的と思われ、数字として上がってこない農薬の不適正使用は、うっかりミスが殆どと思われるが、少なからず存在しているようだ。しかも、生鮮農作物の農薬残留基準値の超過による回収事例では、その殆どが「食べても健康に影響はない」とのコメント付きであり、農薬残留基準値超過の事例から遡って明らかとなった農薬の不適正使用に対する罰則適用は、重大な故意や健康に重篤な被害を及ぼすような残留量となるような事件でなければ馴染まないと思う。実際に罰則が適用された事例はこれまでのところ聞いたことがない。

農薬の不適正使用をしないことはGAPであり、「農薬のラベル表示以外の行為をしない」ことがGAP認証では農薬の適正使用に対する適合基準になっている。しかし、こと農薬使用についてはプロセスチェックだけでは不十分なようで、出荷前の抜き取り検査的な農薬残留検査の実施が求められることがある。

参考文献 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543334.pdf>

農家から見る農林水産省の対応

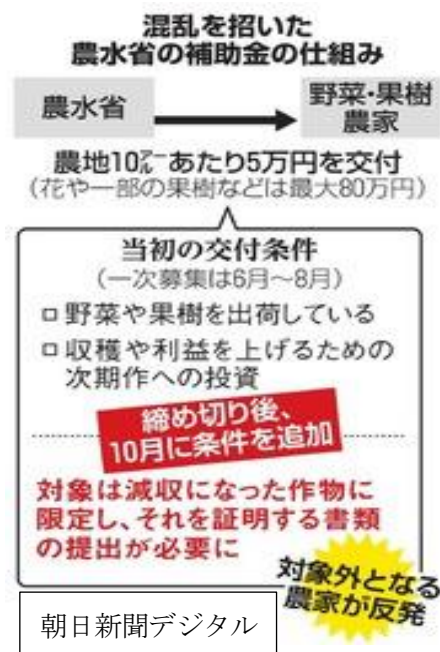
～コロナ下で農家はだまされ続けている？～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

昨年（令和2年）の夏、地元の有田川町役場が「高収益作物次期作支援交付金」申請の説明会が、場所を変え、時間を変えて数回行われ、多くのみかん栽培農家が参加した。当初の案内では、「2020年2月から4月にかけて販売した農産物のある農家が対象」というので、我が社 Citrus も対象となり、説明会に出席した。そこでの説明では、「栽培している果樹園（みかん、八朔、不知火、せとか）の10アール当たり、有田川町の場合は55000円が交付される」とのことであり、少し疑問に感じたので、次のような質問をした。「コロナ下で販売した作物は八朔、不知火、せとかの3品目であるが、事業の対象は栽培するみかんを含む全ての果樹園ですか？」と。すると回答は「ハイ、そうです。理由は、コロナ下においても栽培している果樹園を、これからもしっかり管理して下さい。そのために機械化体系の導入、品種の導入、肥料・農薬の購入、かん水装置の導入、土壌改良・排水対策の実施など、農地保全を持続的に行っていくための経費です」と説明された。これを聞いて、農林水産省は「農地を保全している農家に対して直接支払いをしてくれるのだ」と感激し、早速申し込みを決意した。

申請の対象農地は「自作地・借地」とあり、「借地の場合は利用権設定明細書添付」とあった。私の場合は、私個人が所有する農地の一部が、経営する会社と利用権設定の出来てないところがあったので、その手続きを済ませてから申し込みをした。聞くところによると、多くの農家にいわゆる闇小作農地があったようなので、この機会に私同様に、利用権設定申請をしたようであった。役場もそれを見越して、本事業の申請受付を2ヵ月間継続して10月15日締切りとしていた。

ところが締切り直前の10月12日に、本事業の見直しが農林水産省から発表され、次期作への支援ではなく、ただの「コロナ損害補償」となった（詳細は省く）。農家にとっては大きな期待外れになってしまった。その翌週に農水省から「直接皆さんとお会いして説明をする」との案内がきた。その説明会が有田川町で行われたのが10月28日と29日であった。私は初日に参加したが、内容は新聞発表と変わりがなく、2月から4月まで販売した農産物の品目で、前年の同時期に比べて減額した作物のみが対象となり、10アール当たり果樹園で55000円の交付の話は消え、減額した金額のみになった。また、「減額率は20%以上」と見直し時点で言われていたが、説明会では「20%以上の減額があった農家から順次交付する」とし、20%未満の農家も対象になると変更されていた。この説明に近畿農政局の遠藤順也次長が来た。いままで局次長が農家に謝罪に来ることは経験がなかった。この時配られた資料に「この説明により再申請するか辞退するか」の意思決定のアンケートが挿入されていたのには驚いた。説明会場では、農家の質問



や不満に対し、「全て農林水産省に責任があり、見直しにご理解下さい」と誤るばかりであり、何の代替案も示さず帰ってしまった。

しかし、再度驚いたのは、10月30日に農水省は「農家からの要望があり、10月30日までに次期作に投資した金額を対象に再申請を受け付ける」と発表したのである。交付決定を待たずに事前着工（投資）した農家を対象に、「その金額の受け付ける」というのである。これには驚いた。その発表を知ったのは、有田川町では10月31日の日本農業新聞か朝日新聞の記事を見た農家のみであり、これについての役場からの通知はなかった。31日は土曜日であり、役場はお休みのため、週明けに役場問い合わせたところ、役場にもその情報は入っていないとのことであり、情報は混乱していた。ここから先は未確認情報であるが、この話を聞きつけた一部の農家は、遡って30日までに機器や肥料・農薬の購入手続きをしたとのことである。私は、減額の金額を計算したところ、16000円の減額であり、当初申請した時は160万円の交付を受けられるはずだったが、「辞退をする」とアンケートに答え、既に提出済みであった。ところが、さらにさらに対応が変わったのである。

当初2月から4月の販売金額が対象とされていたが、ここに来て6月までの販売金額も対象とされた農家も現れた。また、肥料・農薬も前年に対して増額となった部分の新たな肥料・農薬の購入金額も対象となった。そのことを知った農家の間で話題となり、10月30日までに購入した新たな投資額を再計算して申請した農家も出来たというのである。この見直しの見直しにより、農家と農水省のもめ事に加え、農家間でのもめ事が加わった感がする。一言で言うと、声を大にしてルール違反をした「早いもの勝ち」と受け取れる施策となってしまったように感じられる。これが「責任がある」と答えた農水省の責任の取り方なのであろうか、甚だ疑問に思う。責任をとるのなら、今後、当初の計画通り直接払いを行う予算として3000億円程度の予算化をすべきであると思う。

これに加え、もっと将来のビジョンについて「本当なのか？」と思うことがある。農林水産物を2030年までに5兆円の輸出を目指し、「1億人（の日本）を対象とせず、100億人（の世界）を対象とした農林水産省」とした資料を目にした。「え！？」である。日本の現況を見据えているのかと疑問に思ってしまう。「昨年は9121億円が輸出された」と発表されているが、輸出の大半は日本酒、ウイスキーなどの加工食品であり、青果物の輸出は僅か297億円である。これが2030年には1700億円となると推測しているが、しかし、これまでも青果物の輸出は伸び悩んでいる。柑橘類の青果の輸出は殆ど実績にないことから、2030年目標にみかんを生産する農家としては期待が出来ない。トヨタ自動車のような販売網を自社で世界各国に設けていれば別だが、個々の農家にはそのような力量をもっている人は少ない、JAも輸出は考えていないように思う。

農産物輸出では、農水省にどのような構想があつての話なのか、真意を問いたい。また、農林水産物の輸出を見据えたGAP認証を推進し、GAPが輸出目的の認証事業に置き換えられてしまうような不信感が高まった。今年、我が社の「農の雇用事業」の取組みに際し、「GH農場評価」を行ってGAPに取り組んでいると全国農業会議所に「GH評価表」を提出して説明をしたところ、帰ってきた回答は、GAPに取り組んでいるというのはJGAPかGGAPの認証であるということで、「貴社はGAPに取り組んでいるとは認められない」といつてきた。全国農業会議所（農水省）は、GAPとは「GAP認証をとることでしか認められない」としていることに対しても、大いに不信感を募らせている。

そもそも農水省が現在進めている GAP 認証は、小売業が農産物を仕入れるか仕入れないかを決める民間機関の行っている JGAP や GGAP のような農場認証であり、環境に優しい持続的農業を目指した本物の GAP「適正農業管理」ではない。農水省の関係組織も、残念ながらこのことをほとんど理解していない。もっと「本来の GAP」のことを理解して欲しいものである。

株式会社 Citrus として農場経営実践 (39)



～廃園救済に限界を感じ始めた～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

今期 2020 年産の温州みかんの収穫が始まった 10 月から 12 月の間に、急遽「今後の園地管理を頼む」と依頼が入った。テレビや新聞に弊社の取組みが取り上げられたことによる問合せである。「新規就農予定者に管理して貰えないか」という話である。

早速、社員を引率して園地の調査を行ったが、社員は首を縦に振らなかった。理由は、品種、樹齢などの他、日当たりなどの立地条件が良くない園であったからである。園主が昨年お亡くなりになり、娘さんが管理をしていたが、その娘さんも病気で夏から園地の管理ができず、収穫作業も無理という。管理者に申し訳ないが、夏からの基本管理ができていないことから、商品率が悪く、普通ならお断りするところであるが、近所でもあり、今シーズンのみの収穫作業を実施した。正直赤字である。

また、友人でもある専業農家から、12 月に命に関わる手術を受けるので、みかんの収穫作業が出来なくなったとの相談が入った。社員を引率して判断を仰いだ。社員は、「ここなら立地条件は良い」と判断したのか、「収穫作業を行っても良い」と首を縦に振った。しかし、経営者の私としては「労力は大丈夫か」と躊躇した。いきなり 60 アールのみかん園の収穫作業が追加されることになる。「今期のみ収穫を請け負う」と返事をしたものの、それでは園主が加入している出荷組織から「ルール違反である」との指摘を受け、「農地を借り受けたことにしてくれ」との要望がきた。理由を聞くと、商品の全量出荷違反となり、それ以降の晩柑類の取扱いも出来なくなると言う。これを聞いて、「なんと無責任な出荷組織なのだ」と感じ、「これが現在の JA 組織の実態なのか」と驚いた。組合員の緊急事態をもフォローできない JA の現状である。それだけ現場の労働力不足の深刻さを物語っている。一昔前なら助け合って苦境を切り抜けたのだろうが、今はどこも余裕がない。それで弊社へ依頼となったのである。

弊社は、収穫作業のローテーションを変更し、そのみかん園の収穫作業に入った。当日、園主から「12 月中旬に夫婦で入院が必要」と言われ、みかん栽培を担当していた奥さんから「今後も管理をお願いしたい」との申し出があり、その場で OK をした。現状においても、2021 年 3 月に新規就農する社員を抱え、また、次年度の新規採用が決まらない中で、経営規模簿の縮小を迫られていた矢先の出来事である。現在、弊社で勤務している社員や研修生は、来年、また 2 年後に新規就農を予定しているメンバーが 4 名いて、立地条件の良い園はできるだけ確保しておく必要があり、無理して引き受けることに決めた。

一方、新規就農の予定者に、現在弊社が管理している園で「管理を引き継いでも良い園があるか」と尋ねたところ、管理の希望がない園が幾つか見えてきた。会社を設立した当初は、園地の確保を優先したため、紹介のあった園をすべて確保した。しかし、ここにきて、いろいろな問題点が浮き彫りになり、引き受けに困っている園がある。今シーズンが、利用権を継続するかどうかの判断時期であるように感

じている。それに、定年後に新規就農した私も、そろそろ遊休農地の救済に限界を感じ始めている。また、病気や年齢から、体力に自信がなくなってきたのである。

そんな中でも、毎年、管理の依頼が入る。多くの園地が、必ずしも立地条件が良くないことから、断り続けてきたが、ここに来て、その多くが廃園になっても無理はないことに気づき始めた。その理由は、30年前の1990年に比べ、2015年の農業センサスでは、和歌山県の農家戸数は38000戸で、おおよそ半分になり、2020年のセンサスでは3万戸程度になると予想される。農家がいなくなるのである。さらに、これからの10年は、減少スピードがさらに加速するであろう。農水省のいうスマート農業で、これら全ての労力不足をカバー出来るとは考えにくい。スマート農業の技術進歩は続くと思うが、高価な機器を



導入して採算がとれるかは、現在の農産物価格の決定の仕組みでは無理があり、夢があっても新規就農者の増加を望めない。今、Iターンにより新規参入した農家の大半は、立地条件の悪い農地を紹介されており、農業所得が100万円以下だという普及指導員の情報もある。

弊社の管理するみかん園にも、モノレール運搬機械、スプリンクラー施設があり、進入路が狭く軽4輪しか入れず、加えて急傾斜地で、獣害が多発するなど、立地の良くない園を8年間も無理しながら管理してきたが、引き継いでくれる就農予定者がいないことから、2021年に利用権を放棄する予定である。お亡くなりになった園主の相続人や、周辺地域の農家に非難されることを覚悟での決断である。これまで弊社では、親元で就農した社員ばかりであったが、ここに来て新規参入する社員や研修生であることから、今後は借り受けてもコストのかからない優良な園地でないと、新規就農者への土地の紹介はできないと考えている。一般道の整備なら住民負担はないが、農道の改修工事には管理農地周辺の農家が負担するという責任がつかまとう。これではとても新規参入者には進められないだろう。耕作放棄を食い止めるためには、これらに関わる経費を新規参入者に負わせない政策が必要と考える。

このような農業経営の実態を、本誌を発行している「日本生産者GAP協会」の小池英彦理事（長野県職員）が尋ねてくれた。みかんの収穫作業体験してもらいながら、これらの実情を語り合った。小池理事は長野県でりんご栽培農家の指導に当たっており、果樹栽培についての問題点を共有できた。



最後に、話題の提供としてお知らせしたいことがある。2020年10月に、和歌山県農林大学校がGLOBALGAPを取得した。GGAPの所得に至るまでには、おおよそ10年間継続されてきたGAP教育の成果と私は言いたい。というのは、私が農林大学校に勤務していたときに、田上理事長の指導のもとGAPを履修教科に取り入れた。この教科指導の継続が難しい時期もあったと伺っていたが、今回担当した鳴川先生と前田校長がスクラム組んで、AGICの指導のもと、見事に認証を受けることができた。担当した鳴川勝先生は「農林大学校にきて実際にGAPに取り組むのは初めてであり、まさかのコロナ感染の症拡大で、スケジュール的にもかなりタイトな中で、事務を進めながら自分自身のスキルも高め、コンサル会社（AGIC）とともに学生に対してGAPの必要性や取り組む姿勢を教え、実際に行動に移す仕組みを考えたり、学生には認証審査という目標を設定したり、自分達が主になって取り組むものであることを認識させ、士気を高めていくことには苦労した」と語っていた。また、学生の感想は「今まで当たり前だったことが、GAPへの取組みでリスクに気づけるようになった。現場が綺麗になり、使い勝手も良くなった。卒業後には活かしていきたい」と延べ、さらに「農林大学校としては、学生教育の1つとしてGAPを取り入れ、実践することで世界に通用する農業を学生が身につけて、卒業後はそれぞれが地域のリーダーとして活躍して欲しい。このようなことから実際の取組みを開始しました」と職員の方からマスコミを通じて発表があった。立派なコメントと感激したので報告する。



●GAP・GH 関連用語の解説

《CAP（EU 共通農業政策）》

共通農業政策（CAP）は、欧州経済共同体(ECC)で、農業分野の関税同盟と共同市場を作るために、加盟国の農業政策を統一化することを目的として、1962年に導入された。

特に農業分野においては、①農業生産が天候や地理的条件に左右されやすいこと、②農産物市場の不安定なことなどを踏まえ、EU域内への十分な食糧の供給と農業者に対する公正な所得水準の確保を実現することを目指した。

CAPは、EU（欧州連合）における農業補助に関する制度や計画を扱う政策であり、英語表記のCommon Agricultural Policyの頭文字をとってCAPと表記される。共通農業政策にあてられるEUの予算は、2018年度で490億ユーロとなっており、この額は全体の約37%を占めている。

CAPでは、生産高や耕地に対する補助金の直接支払いと、価格維持メカニズムが組み合わされており、農作物の最低価格の保証、域外からの特定農産物・製品に対する関税支払いや輸入制限も行っている。補助金制度の内容については現在も改革が進められており、農家に支払われる補助金については、生産高に基づく支給から、農地の管理に基準を置く方式へと

段階的に移行している。2013年には、農業の公共財としての役割を強化する観点などから見直しが行われている。

制度の細かい部分は加盟国ごとに違いがあり、直接支払いにあたっては以下の要件を満たすことが求められる。

- ・対象農地において「環境に対する適正な状態」が維持されていること。
- ・環境に積極的に寄与するような農地運営を実施していること。
- ・経営の多角化や生産者組合を設立するなどの農村部の発展に貢献していること。

CAPの目的は、農家に対しては適切な生活水準を提供し、消費者に対しては適正な価格で良質な農産物・食品を提供することと、農業という文化的遺産を保護することである。

●**編集後記**：前回のニュースは11月末に「ぎふ清流GAP評価制度」が誕生した記念の特別号として皆さんにお届けしましたが、今回は、2021年の新しい年の初めの新年号です。

今回も読み応えのある記事をたくさんいただきました。日佐先生には、これまでの豊富な経験から積み重ねられた「形式知と暗黙知」の考え方をご紹介いただきました。また、HACCPのように、GAPにも「GAPに基づく衛生管理」と「GAPの考え方を取り入れた衛生管理」に分けられるかもしれないと提案されています。これは私達の行っている「生産者のためのHACCPセミナー」で使っているCCP（前者）とOPRP（後者）のようにも考えられます。欧米と日本で物事の考え方が大きく違っており、欧米や中国は基本「上位下達」ですが、日本では下からの積上げ方式なので、法律、条令、規則などにも様々な配慮があり、「なんちゃってHACCP」や「なんちゃってGAP」が生まれやすい土壌があります。HACCPの判断も「最後はKKDsだ」という陰の声もあるようです。「KKDsって何？」という声が聞こえます。「経験と勘と度胸と少しの科学」だそうです。それはさておき、含蓄のある巻頭言で勉強させていただきます。

田上理事長には、たくさんのお原稿をお願いしました。「新年のご挨拶」に続き、連載の第7回「農場保証制度を理解しなければGAP認証は普及しない」と、「世界のGAPステージで日本は2周遅れ」です。前者は、田上理事長がEUREPGAPに出会い、(株)片山林檜とともに欧州に調査に行き、日本でJGAPを作ることになる話です。この連載はさらに続きます。後者は、現在3周目になっている農場認証の世界的発展の中で、日本だけが取り残され、国内の持続的農業のための「本当のGAP」も殆ど行われていないという残念な状態です。1周目で、農産物・食品の安全性確保のために、農産物生産にHACCPシステムを応用しようとしたということは、今では信じられない・・・という感じです。それ以来、農業の生産工程管理になっています。

当協会の佐々木理事は、和歌山県の農業大学校長からミカン生産企業のオーナーになった異色の経歴をもっていますが、毎回ニュースの連載記事を書いていただいています。今回は、農水省の交付金騒動で「和歌山のみかん産地はどうだったのか」という視点での記事を書いていただきました。今回は野菜・果実に限定した交付金でしたが、一言でいえば、全体の産業規模を把握していれば判ることで、「予算額が少なすぎた」ということでしょう。最初は多くの農家に感謝されていたのですから、コロナ禍にあって農家の窮状を救う交付金は有難いはずですが、今回は、適切な予算額の確保をお願いしたいものです。

目下、新型コロナの新しい変異種が相次いで見つかり、日本の水際対策のなまぬるさや、新型コロナに警告を発する政治家が大人数での会食に出席するという自覚のなさが相次いで露呈しています。このコロナ禍は、ワクチンができて、しばらくは続くものと思われます。皆様も充分注意して、新しい年をお過ごし下さい。(食讚人)



GH 評価制度

「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度

プロフェッショナルの評価員 による農場クリニック

GH 評価制度は、持続的な農場経営と産地育成のための GAP 教育システム

- ✓ 農場や生産組織が、消費者に信頼される健全な農業を実践するためのポイントを提供します。
- ✓ 評価員が、管理の実態を調査し、「どこに問題があるのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにします。
- ✓ 評価の結果は、詳細な報告書でお渡します。
- ✓ この制度は、「農産物認証」や「農場認証」を目的としていません。
- ✓ 報告書に基づいて、全ての農場が自らの改善に役立てることを目的としています。

GH 評価制度は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP 教育システム」として開発されました。

農場や生産組織は、評価結果に基づき、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物や食品」などに関するリスクを低減するための改善計画を実践します。

GH 評価制度の特徴

5 段階評価

「○」と「×」の単純な評価ではなく、各項目のリスクレベルに応じて 5 段階で評価します。

評価	レベル	点
評価 0	問題なし	0
評価 1	軽微な問題	-5
評価 2	潜在的な問題	-10
評価 3	重大な問題	-15
評価 4	喫緊の問題	-20

減点方式

持ち点 1000 点から各項目の評価に応じた点数を減点します。

「問題項目の個数」だけでなく、

「どこが」

「なぜ」

「どの程度」

問題なのかを明確にすることで、重要性和緊急性を明らかにし、改善の優先順位が明確になります。

集計表 & 詳細報告書

項目の分類ごとに、5 段階の各評価がいくつずつあったのか、集計表にすることで、農場管理の全体像が把握し易くなります。

全ての評価項目について、評価の理由・根拠を明らかにした評価コメントを記入し、詳細報告書を作成します。

評価の種類

(1) 農場評価

部会などの生産組織に所属しているか否かに係わらず、農場単独での遵守レベルを評価します。

(2) 組織評価

所属する複数の農場の管理・監督の状況を評価する「事務局評価」と、所属する個々の農場の管理状況を評価する「サンプル農場評価」からなります。

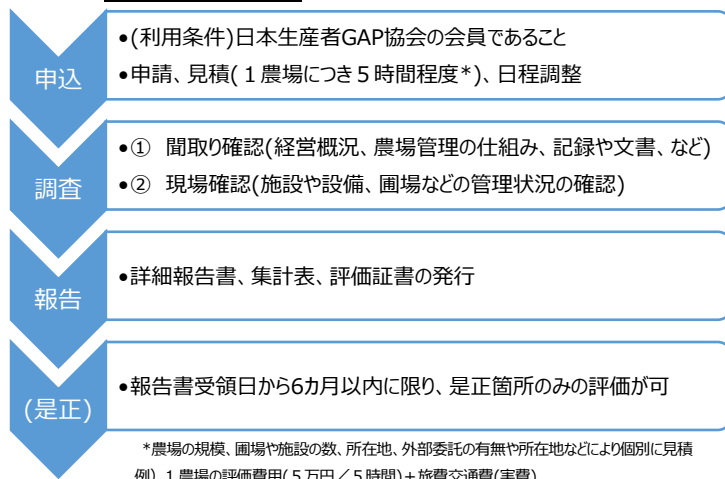
(3) 施設評価 (オプション)

生産組織が管理し、組織評価の対象農場が共同で使用する農産物取扱い施設の管理実態を評価します。施設評価は、組織評価のオプションとして評価を受けるかどうか選択することができます。

評価規準 (農業分類)

- ・ 組織
 - ・ 全農場共通 (作物栽培農場、畜産農場に共通)
 - 作物共通 (作物栽培農場に共通)
 - ◇ 水田畑作 (米麦豆類)
 - ◇ 園芸等 (露地/施設園芸、その他)
 - 畜産共通 (畜産農場に共通) *暫定版
 - ◇ 牛 (肥育/乳)
 - ◇ 豚
 - ◇ 鶏
- ・ 施設 (共同で使用する農産物取扱い施設)

評価の流れ



総合評価

総合点数	右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
1005点以上*	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	
900~1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
800~895点	☆☆☆	☆☆	
700~795点	☆☆	☆	
600~695点	☆		
595点以下			

詳細報告書の例

3.2 農薬の保管・廃棄		上限	評価	コメント
作	3.2.1	4	3	・車庫内に設置したスチールロッカー。常時施錠している。警告表示がある。▲水田除草剤が保管庫に入りきらず、ロッカーの上に置いている。▲液剤の流出防止の対策がない。

集計表の例

管理分類	評価点	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
1. 農場管理システムの妥当性			4	4	2	0	0	0	-10
2. 土壌と作物養分管理			3	12	2	0	0	0	-10
3. 作物保護と農薬の管理			2	15	3	3	0	0	-45
4. 施設・設備と廃棄物の管理			3	4	3	2	1	0	-50
5. 農産物の安全性と食品衛生			1	6	5	3	1	0	-70
6. 労働安全と福祉の管理			1	9	1	0	0	0	-5
7. 環境保全と生物多様性の保護	0								0
評価レベルごとの指摘項目数	0	14	50	16	8	2	0		
管理分類の合計点数									-190
総合点数 (=1000点-管理分類の合計点数)									810
総合評価									☆☆☆

評価証書の例



【目指す GAP の理念】：適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

書籍の購入は株式会社 AGIC へお問い合わせください。会員 1 割引・10 冊以上 2 割引

『グリーンハーベスター農場 評価ガイドブック』 定価（本体 2,900 円）+税）	『日本 GAP 規範 ver.1.1』 定価（本体 2,500 円）+税） 会員 1 割引・10 冊以上 2 割引	『イングランド版適正農業規範』 定価（本体 1,500 円）税込） ※実費負担として	『日本適正農業規範（未定稿）』 定価（本体 1,500 円）税込）
			

GAP 《シンポジウム資料集》

2009 年 3 月	第 20 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 日本農業を救う GAP は？	1,500 円税込
2009 年 8 月	第 21 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 適正農業規範 GAP 導入とその在り方	1,500 円税込
2010 年 4 月	第 22 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 適正農業規範 欧州の適正農業規範に学ぶ	1,500 円税込
2010 年 10 月	2010 年秋期 GAP シンポジウム資料集 日本適正農業規範(未定稿)の概要と検討	1,500 円税込
2011 年 10 月	2011 年度秋期 GAP シンポジウム資料集 日本 GAP 規範と農場評価制度	1,500 円税込
2013 年 2 月	2012 年度春期 GAP シンポジウム資料集 持続的農業のための GAP(適正農業管理)	1,500 円税込
2013 年 11 月	2013 年度 GAP シンポジウム資料集 日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと地域振興	1,000 円税込 PDF 納品
2014 年 3 月	2013 年度農産物直売所 GAP セミナー資料集 直売所生産者の GAP 教育とリスク管理	1,000 円税込 PDF 納品
2014 年 11 月	2014 年度 GAP セミナー資料集 GLOBALG.A.P. 認証の学習と実践	1,500 円税込
2015 年 3 月	2014 年度 GAP シンポジウム資料集 グローバルな食市場と適正農業規範	1,000 円税込 PDF 納品
2016 年 2 月	2015 年度 GAP シンポジウム資料集 オリンピックのための食材調達をいかに実現するか	1,500 円税込
2017 年 2 月	2016 年度 GAP シンポジウム資料集 GAP 実践と農産物バリューチェーン	1,500 円税込
2018 年 3 月	2017 年度 GAP シンポジウム資料集 オリパラに向けた GAP 指導と本来の農場評価体制	1,500 円税込
2019 年 2 月	2018 年度 GAP シンポジウム資料集 東京 2020 後の農産物販売と GAP 戦略	1,500 円税込
2020 年 2 月	2019 年度 GAP シンポジウム資料集 GAP は生産者と消費者を信頼で結ぶ懸け橋	1,500 円税込

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。
1月 4月 7月 10月 に発行されます。

入会のご案内

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円
賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

当協会の会員は、GAP シンポジウムや各種セミナーへ会員価格で参加ができます。また、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402
☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024
E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

㈱AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

㈱AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

㈱AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024
E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/